

事業群評価調書(令和5年度実施)

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 水環境対策課	松尾 晴彦
施策名	4 豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進	事業群関係課(室)	地域環境課	
事業群名	③ 水環境の保全の推進	令和4年度事業費(千円)	※下記「2. 令和4年度取組実績」の事業費(R4実績)の合計額 721,837	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)		(取組項目)									
海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るため、下水道・浄化槽等の汚水処理施設の普及を促進するとともに、引き続き下水道施設等において高度処理対策に取り組みます。また、工場や事業場の排水については、継続的な監視を行います。		i) 下水道・浄化槽等の整備に対する支援 ii) 下水道施設の高度処理化の推進 iii) 工場・事業場の排水監視等による水環境の保全									
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	【進捗状況の分析】 【水質汚濁に係る環境基準(海域COD)の達成率】 生活排水等の処理率向上や水質汚濁防止法・未来環境条例に基づく工場・事業場に対する指導等により、県内76地点中66地点で環境基準を達成したが、外海との海水交換が少ない閉鎖性水域である大村湾内等の計10地点で環境基準を超過した。今後も引き続き、汚水処理施設の整備を促進するとともに、特に閉鎖性水域については、各種計画に基づき、市町等関係機関と連携して水質改善対策に取り組み、進捗を管理していく。		
	汚水処理人口普及率	目標値①	/	83.3%	83.9%	84.4%	85.0%	85.6% (R7)		進捗状況	
		実績値②	81.7% (R元)	83.2%	83.6%	/	/	/			やや遅れ
		達成率②/①	99%	99%	/	/	/				
その他関連指標	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	【水質汚濁に係る環境基準(海域COD)の達成率】 生活排水等の処理率向上や水質汚濁防止法・未来環境条例に基づく工場・事業場に対する指導等により、県内76地点中66地点で環境基準を達成したが、外海との海水交換が少ない閉鎖性水域である大村湾内等の計10地点で環境基準を超過した。今後も引き続き、汚水処理施設の整備を促進するとともに、特に閉鎖性水域については、各種計画に基づき、市町等関係機関と連携して水質改善対策に取り組み、進捗を管理していく。		
	水質汚濁に係る環境基準(海域COD※)の達成率 ※COD(化学的酸素要求量)の略。海域、湖沼の水の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す指標	目標値①	/	86%	86%	86%	86%	86%		86% (R7)	進捗状況
		実績値②	86%(H27~R元平均)	76%	87%	/	/	/			
		達成率②/①	88%	101%	/	/	/	順調			

2. 令和4年度取組実績(令和5年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事業事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 (令和4年度事業の実施状況 (令和5年度新規・補正事業は事業内容))	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和4年度事業の成果等	
				R3実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		R3目標	R3実績	達成率		
				R4実績								R4目標
				R5計画	事業実施の根拠法令等			主な指標	R5目標	/		/
事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)	事業対象								
所管課(室)名												
取組項目 i	○	1	浄化槽設置整備費	188,813	188,621	5,843	19市町の浄化槽設置整備事業に対して、県費補助を行った。令和4年度は改正浄化槽法(R2施行)により、県による浄化槽台帳整備が義務化され統一的な仕様が示されたため、現行の台帳システムから新しい台帳システムへと移行作業を行った。	【活動指標】	8	9	112%	●事業の成果 ・県費補助の積極的な制度運用により、浄化槽1,492基が設置され、県民の生活環境の保全や公衆衛生の向上につながった。 ・台帳システムの整備によって、浄化槽に関する指導等に活用できる体制が構築できた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・浄化槽の整備促進への取組により、浄化槽に係る汚水処理人口普及率向上に寄与した。
				207,534	206,636	6,888		8	9	112%		
				292,872	293,188	7,716		8	/	/		
			長崎県浄化槽設置整備事業補助金実施要綱			【成果指標】		15.0	15.2	101%		
H3-							浄化槽に係る汚水処理人口普及率(%)	15.2	15.3	101%		
水環境対策課				市町				15.5	/	/		

取組項目 i	2	長崎県污水処理構想策定事業費	8,870	4,435	5,787	<p>県民の豊かで安全・安心な暮らしの確保のため長崎県污水処理構想を策定し、経済的・効率的な污水処理施設の整備が進められるよう整備区域及び整備手法等の見直しを行う。</p> <p>県民</p>	【活動指標】 市町との会議等の開催回数(回)	3			—
		(R5新規)R5	—				【成果指標】 污水処理人口普及率(%)	84.4			
		水環境対策課	—	—	—						
取組項目 ii	○ 3	(企)大村湾南部流域下水道事業費(公共)	603,877	0	—	<p>大村湾南部流域下水道事業については、下水道の普及が一定進んでいるため、水処理施設の高度処理化にウエイトを置いて事業を推進している。なお、事業の推進のためには、流域関連市との連携が必要であることから、議論を進めていく場として協議会を設けている。</p> <p>令和4年度は大村湾南部浄化センターの水処理施設を高度処理化する工事や、ストックマネジメント計画に基づく浄化センター内の主流ゲートなどの設備更新を進めるとともに、污水流入量の増加に対応したポンプの増設等を行った。</p> <p>大村湾流域</p>	【活動指標】	5	4	80%	<p>●事業の成果</p> <p>・高度処理化工事や浄化センター内設備の更新工事、污水ポンプの増設工事など、污水処理施設の整備を図った。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与</p> <p>・高度処理化工事等を推進することにより、大村湾の水質改善に寄与した。</p>
			490,366	0	—		協議会等開催回数(回)	5	5	100%	
			1,042,829	0	—		【成果指標】	100	100	100%	
		H5-R12	下水道法				放流水質の遵守基準の達成率(%)	100	100	100%	
		水環境対策課	—	—	○			100			
取組項目 iii	○ 4	環境監視測定費(水質)	20,060	20,060	5,063	<p>水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域のうち47水域95地点(河川39水域38地点、海域8水域57地点)において、水質汚濁状況の監視測定を行った。</p> <p>公共用水域</p>	【活動指標】	95	95	100%	<p>●事業の成果</p> <p>・監視測定を全地点で行うことで、河川、海域の環境基準の達成状況を把握することができた。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与</p> <p>・公共用水域の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。</p>
			22,426	21,962	4,974		公共用水域水質測定計画に基づく水質検査地点数(地点)	95			
			23,801	23,801	4,992		【成果指標】	100	100	100%	
		S46-	環境基本法第16条、水質汚濁防止法第15条				環境基準達成状況の把握(%)	100	100	100%	
		地域環境課	○	—	—			100			
	5	工場監視指導費(水質)	1,937	1,937	2,726	<p>特定施設、指定施設への立入検査を実施し、届出内容の確認及び維持管理状況等を確認した。排水基準適用の工場・事業場に対しては水質検査や自主検査結果の確認等を行った。</p> <p>水質汚濁防止法</p> <p>水質汚濁防止法特定施設等</p>	【活動指標】 R3:立入件数(件)	1,195	1,105	92%	<p>●事業の成果</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大に伴う業務逼迫などにより、全施設の排水基準順守状況の確認はできなかったが、排水基準を超える污水の河川等への流入を防ぐことが一定できた。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与</p> <p>・工場等の排水による水質汚濁を監視徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。</p>
			1,511	1,511	2,678		R4-:排水基準確認率(%)	100	59	59%	
			2,500	2,500	2,688		【成果指標】	100	97	97%	
		S46-	水質汚濁防止法				排水基準の遵守率(%)	100	99	99%	
		地域環境課	—	—	—			100			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 下水道・浄化槽等の整備に対する支援</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2以降はコロナ禍による収入減などにより個人の浄化槽設置基数は減少傾向にあり、アフターコロナにおける設置促進対策を市町と共に検討する必要がある。(H29実績1,770基、H30実績1,814基、R1実績1,628基、R2実績1,498基、R3実績1,459基、R4実績1,492基) ・し尿のみを処理する単独処理浄化槽やくみ取り槽から浄化槽への転換を促進する必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町に対して上乗せ補助の創設や拡充(単独処理浄化槽からの転換、くみ取り槽からの転換に関する補助)を要請し、個人負担を軽減させることで、浄化槽設置基数の増加を促す。
<p>ii 下水道施設の高度処理化の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大村湾流域での下水道等の普及は一定進んでいるため、高度処理化に重点化を図り事業を推進している。国からの交付金を確保し、引き続き、事業の進捗を図る必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金の確保について、引き続き要望等を行っていく。
<p>iii 工場・事業場の排水監視等による水環境の保全</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質汚濁状況の監視測定を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。その結果、令和4年度は海域76地点中66地点で環境基準に適合し目標を達成したが、大村湾内の調査地点等計10地点で環境基準を超過した。長期的な水質監視や各機関における着実な対策の実施が必要である。 ・水質汚濁防止法及び未来環境条例に基づき、工場・事業場の排水基準の遵守状況について確認したところ、調査した99%(208件中205件)が排水基準に適合していることを確認し、基準を超過した工場等に対しては改善指導を行った。高い基準遵守率を維持するためには立入等の継続や基準超過時における適切な指導が必要である。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設の計画的な普及拡大や、閉鎖性水域等における各種計画に掲げる取組を各機関が推進するとともに、継続した水質の監視を行う。 ・公共用水域の水質汚濁を未然に防ぐため、特定施設等への立入や監視指導を継続する。

4. 令和5年度見直し内容及び令和6年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名		令和5年度事業の実施にあたり見直した内容	令和6年度事業の実施に向けた方向性						
			事業期間	所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分				
取組項目 i	○	1	浄化槽設置整備費	H3- 水環境対策課	・くみ取り槽から浄化槽へ転換する際のくみ取り槽の撤去及び宅内配管工事について補助対象に加え、国と同等となるような制度拡充を行った。	⑤	・汚水処理人口普及率の低い市町を訪問し、個人設置型浄化槽に対する市町単独費による上乗せ補助の創設・拡充や住民に対する設置補助の周知を十分に実施するよう働きかける。	現状維持				
			長崎県汚水処理構想策定事業費						R5新規	—	—	終了
			(R5新規)R5 水環境対策課									
取組項目 iii	○	4	環境監視測定費(水質)	—	—	—	・水質汚濁防止法では、都道府県知事は公共用水域の水質の測定に関する計画を定め、水質汚濁の状況を常時監視することが義務付けられており、今後も計画的な水質監視を行う。	現状維持				
			S46- 地域環境課									

取組 項目 iii	5	工場監視指導費(水質)	—	—	・排水基準が適用されている全ての工場・事業場について排水検査や自主検査結果の確認を行い、排水基準の適合状況を把握する。なお、排水基準を超過している工場・事業場については、改善指導を行う。	現状維持
		S46-				
		地域環境課				

注:「2. 令和4年度取組実績」に記載している事業のうち、令和4年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改革要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点